

（案名：第3期岩手県地域福祉支援計画（中間案）についての意見募集）

番 号	意 見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>市町村地域福祉計画の図中「他の福祉計画」で、「障がい者福祉計画」と表記されているが、本文中では、「障がい福祉計画」と「者」がないので、単純な表記誤りと考えられることから「障がい福祉計画」に改められたい。</p> <p>「障害者計画」は、内閣府所管の障害者基本法に基づく計画で、「障害者福祉計画」は、厚生労働省所管の障害者総合支援法に基づくものであり、「障害者福祉計画」というものは、市町村計画には無いものとするため。</p>	—	意見のとおり修正しました。	A（全部反映）
2	<p>計画の概念図において、市町村地域福祉計画の「他の福祉計画」の図に、障害児福祉計画を追記できないか。</p> <p>平成30年度より策定が義務化されているため。</p> <p>なお、平成24年度から障害児に関しては、児童福祉法に移管されていたと記憶しているが。</p> <p>また、同カ所に「子ども子育て支援事業計画」、県計画に「子ども子育て支援事業支援計画」を追記できないか。</p>	—	意見のとおり修正しました。	A（全部反映）

3	「ア 民生委員・児童委員の充実・強化」の「施策の方向」に、民生委員の活動をサポートする仕組みとともに、「協力員制度の周知」を図るように記載していただきたい。	—	意見を踏まえ、修正しました。(P40)	A (全部反映)
4	「イ 日常生活支援事業・成年後見制度の利用促進」の「施策の方向」で、「市町村の成年後見制度利用促進計画の策定に向けた支援をしていく。」との文言を追加願いたい。平成33年度までに、全市町村で策定することとなっているため。	—	成年後見制度利用促進法に基づく市町村の取組に対する支援については、「3-(5)-イ日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進」において、市町村におけるネットワーク構築や計画策定に向けた支援を含め、各地域における支援の枠組みを総合的に整備していくこととしています。 なお、意見を踏まえ、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定について、以下のとおり一部修正しました。	B (一部反映)
5	「ケアホーム」の説明文の括弧書き中、「(平成26年4月からは、グループホームに一元化されます。)」とあるが、すでに一元化されていることから、「されました。」に訂正すべき。	—	御指摘のとおり、障害者のケアホームは、平成26年4月からグループホームに一元化されていることから、用語解説から「ケアホーム」の項目を削除します。	A (全部反映)

6	<p>全体をとおした印象として、福祉関係だけの連携にとどまる記載とを感じる。まちおこし、農林水産、土木、建築、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画に関する記述があればいいのではないか。</p> <p>ガイドラインでも、共通して盛り込む事項となっているため。</p>	—	<p>新たな国のガイドラインでは、都道府県計画に盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加され、「共通して取り組むべき事項」の一つとして「様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項」も例示されているところです。</p> <p>本計画においては、庁内関係部局による連絡会議の設置や、再犯防止の取組、避難行動要支援者の支援、ユニバーサルデザインの普及・促進、農福連携の取組など、福祉以外の様々な分野と連携した取組を進めることとしていますが、地域福祉の推進にあたっては、そうした他分野との連携を更に進めていく必要があることから、今後の取組にあたり参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
7	<p>矯正施設退所者等への社会復帰に関する支援のあり方について記述してもらいたい。</p>	—	<p>矯正施設退所者等への社会復帰に関する支援については、「3-(4)-ウ 社会的孤立の防止」の施策の方向において、地域生活定着支援センターによる支援や再犯防止推進法に基づく社会復帰支援に取り組むこととしています。</p>	C（趣旨同一）

8	地域住民が集う拠点整備や既存施設の活用について記述してもらいたい。	—	地域住民の拠点整備については、「4-(1)-ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進」の施策の方向において、相互交流のための拠点整備などにより、地域住民の参画に向けた環境整備を促進することとしており、今後、既存施設の活用など、地域拠点の整備を進めるにあたり、参考とさせていただきます。	D (参考)
9	市町村計画を支援するための、マニュアルづくりをするような記述が欲しい。	—	県では、市町村計画の策定を促進するため、「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を策定しており、「1-(1)-ア市町村の計画策定のための支援」について、意見を踏まえ、修正しました。	A (全部反映)
10	「地域福祉活動コーディネーター活動」や「住民参加による生活支援サービスの提供の取組」についてHP等も活用した周知が必要だと考えている。		ホームページを活用した取組等の周知については、「4-(1)-イ住民参加による生活支援サービスの提供」において、県、市町村、社会福祉協議会のホームページ等を活用した周知を進めることとしており、県としても周知に努めていきます。	C (趣旨同一)
11	P28 の地域福祉活動コーディネーターのモデル的な取組とは、どのような取組か。		地域福祉活動コーディネーターのモデル的な取組については、「5-(1)-ア被災者の安心の確保と生活支援」において、被災地における生活支援相談員による地域支援の取組として、地域支援拠点の設置など地域福祉活動にモデル的に取り組み、こうした被災地での実践を踏まえて、全県に地域福祉活動コーディネーターの取組を普及させていくこととしています。	F (その他)

12	<p>少子高齢化の進展により、福祉サービスの需要は拡大し、供給する側は減少していく。地域で活動できる人材も少なくなっている。次期計画期間ではさらに供給が減少していく。そのような状況において本計画では外国人人材の活用についてはどのように扱っているのか。</p>		<p>外国人人材の活用については、「2-(1)-ア社会福祉事業従事者の確保・育成」において、外国人介護人材に関する各制度の適切な活用の支援を進めることとしております。</p>	F (その他)
13	<p>本計画は厚生労働省が示しているガイドラインに沿ったものになっているのか。</p>		<p>本計画の内容については、厚生労働省が示しているガイドラインに基づき、高齢者や障がい者、子どもに関する支援や、自殺対策の取組を追加するなど、ガイドラインに沿って策定しています。</p>	F (その他)
14	<p>地域福祉を推進する上で、地域福祉活動コーディネーター (CSW) の配置が重要だと考えているが、制度的な財源の裏付けがはっきりしていないのが課題である。</p> <p>市町村社協の自主財源で実施するのは限界がある。本計画の中で中長期的な財源の支援や求められる役割が示されているとよい。</p>		<p>地域福祉活動コーディネーターの配置については、「2-(1)-ウ地域福祉活動コーディネーターの育成」において、実践的な活動を進めることなどにより、その位置づけや役割の明確化に取り組んでいくこととしており、今後、地域福祉活動コーディネーターの配置に向けた取組を進めていくにあたり、参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
15	<p>内陸部で CSW を配置している市町村もあるが、まだまだ手探りの状況である。沿岸部では生活支援相談員を配置し、他機関の協働による被災者支援を実施している。その活動ノウハウを内陸の CSW にも還元できるような仕組みがあると計画の現実性が増すのではないか。</p>		<p>地域福祉活動コーディネーターの取組については、「5-(1)-ア被災者の安心の確保と生活支援」において、被災地における生活支援相談員による地域支援の取組として、地域支援拠点の設置など地域福祉活動にモデル的に取り組み、こうした被災地での実践を踏まえて、全県に地域福祉活動コーディネーターの取組を普及させていくこととしており、今後の取組にあたり、参考とさせていただきます。</p>	D (参考)